

回 答

令和6年6月20日

総 務 部 長

【府労連】最終回答

去る令和6年5月27日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨ご意見を十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項であります。社会経済情勢が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状を踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第12のご要求について、知事部局における予防接種の助成については、感染症拡大防止対策等の有効な手段であると考えられることから、公費負担が終了した新型コロナワクチン及び予防接種法における「定期の予防接種」等のワクチンを助成対象とするとともに、その回数を最大年3回まで拡大することについて、地方職員共済組合において検討してまいりたいと存じます。

第13のご要求について、病気休暇の取得にあたっては、診断書の添付を必要としていますが、職員の負担軽減及び適正な休暇取得等の観点から、入院の場合は、入院診療計画書、また、通院の場合は、通院した日に限り、年5日を限度として、診察時の領収書等により認めることとしたいと存じます。

その取扱いの詳細につきましては、改めてお示しさせていただきます。

その他のご要求の諸事項については、先般、職員長回答及び課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。